

五月臨時会

五月二十九日開催の第三十
六次市議会臨時会において、
次の十議案が提案され、第五
十一議案については、反対討
論があり、表決の結果賛成多
数で、残る九議案については
原案のとおり承認されました。

◎第四十三号議案・専決処分
の承認を求めることについて
(専決第一号)

(白石市市税条例の一部を改
正する条例)

平成18年3月31日に地方税
法等の一部を改正する法律が
公布されたことに伴い、白石
市市税条例を改正する必要が
あり、4月1日からの施行に
際して議会を開催することが
できないことから、地方自治
法第179条第1項に基づき
専決処分したもので、同条第
3項の規定により承認を求め
るものです

なお、主な改正点としては
個人住民税の非課税限度額が

引き下げられたこと、固定資
産税の負担調整措置を簡略化
し、均衡化を一層促進したこ
と、また住宅耐震改修に伴う
固定資産税の減額措置の創設
等です。

◎第四十四号議案・専決処分
の承認を求めることについて
(専決第二号)

(白石市国民健康保険条例
の一部を改正する条例)

主な改正点としては、国民
健康保険税負担額の増加する
高齢者に対する激変緩和措置
の制定及び介護納付金にかか
る課税限度額を現行8万円か
ら9万円に引き上げるもので
す。

◎第四十五号議案・専決処分
の承認を求めることについて
(専決第四号)

(宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等認定委員会共
同設置規約の変更について)

◎第四十六号議案・専決処分
の承認を求めることについて

(専決第五号)

(宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等認定委員会共
同設置規約の変更について)

◎第四十七号議案・専決処分
の承認を求めることについて
(専決第六号)

(宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等審査会共同設
置規約の変更について)

◎第四十八号議案・専決処分
の承認を求めることについて
(専決第七号)

(宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等審査会共同設
置規約の変更について)

◎第四十九号議案・専決処分
の承認を求めることについて
(専決第八号)

(宮城県市町村職員退職手当
組合規約の変更について)

◎第五十号議案・専決処分の
承認を求めることについて(専
決第三号)

(平成17年度白石市一般会計
補正予算)
歳入歳出の既定予算にそれ
ぞれ1億6千6百96万4千円
を追加し、予算の総額を14
4億9千6百24万6千円にし
たものです。

歳出の主な内容は財政調整
積立基金を増額する一方、民
生費の各扶助費等をはじめ、
林業施設災害復旧事業におけ
る測量設計等委託料を減額し、
繰入金、国庫支出金、利子割
交付金等を減額したものです。

の既存の社会福祉法人等の事
業実施を含めて事業実施主体
の模索を行いました。特養
ホーム等の施設運営に専念し
たい等新たな事業開始は困難
な状況にありました。

◎第五十一号議案・財産の取
得について

白石簡易保険加入者ホーム
(愛称・かんぼの宿)が平成
18年3月31日をもって廃止と
なったことに伴い、地元自治
会をはじめ市民の方々からの
再開の要望もあり、利活用策
について検討した結果、市老
人福祉センターの移転・移管
等を含めた市民の健康増進・
介護予防の拠点として整備し、
福祉の拠点・総合福祉セン
ター、医療の拠点・公立刈田
総合病院との連携を充実させ
ながら、三拠点を称して仮称
【福祉の郷】と位置づけて、
ソフト・ハード両面にわたつ
て保健・医療・福祉の一体的
で効率の良い市民サービスの
充実を図る目的で当該土地及
び建物を白石市土地開発基金
で取得しようとするものです。

一方、介護保険事業者とし
て実績があり、かねてから社
会福祉法人化を意図していた
市民有志による社会福祉法人
設立を目指す機運が醸成され、
市は、この機運がまちづくり
のキーワードの一つ『市民と
行政がともに知恵を出し合い
汗を流す』『共汗のまちづく
り』に合致し、事業主体とし
て最適と判断するとともに、
市民有志が発展的に社会福祉
法人の認可を受け、公共性・
公益性を持った団体として市
民に認知されてこそ、事業の
真の担い手となりうるることか
ら、行政として出来る限り
の法人認可に向けた支援を行
うものです。

なお、土地の面積は2万3千
9百37・04平方メートル、建物
については6千4百79・01平方
メートルで、取得金額は1億9
百万円です。

運営主体については、市内